

[付録 1] 履修の仕方

1. 法学部昼間コースにおける教養・専門教育科目履修時の留意事項

1) 法学部昼間コースにおける法学・政治学教育の理念

法学部昼間コースにおける教育は、社会生活を営み職業人として活動する上で必要な視野の広さと法学・政治学的素養を身につけることを目的としています。そして、こうした基本的な目的を前提とした上で、各自が、自分の目的や将来の方向性に沿った学習を体系的にできるように、3つの科目群を設けると共に、3つの履修コースを設置しています。

2) 専門教育科目の履修について

法学部昼間コースでは、公共法政コース、企業法務コース、法律専門職コースの3つの履修コースを設置しています。公共法政コースは公務員への就職を目標とする学生を、企業法務コースは一般企業への就職を目標とする学生を、法律専門職コースは、法科大学院進学や隣接法律専門職（司法書士、税理士など）に就くことを目標とする学生を、それぞれ対象にしています。どの履修コースに所属するのかは、第2年次の終了までに選択します。

第1年次においては法政基礎科目群に属する専門教育科目を、第2年次においては、主として法政共通科目群に属する専門教育科目を履修します。また、3つの履修コースの一部のコア科目とグローバル法政科目群に属する専門教育科目を履修します。第3・4年次では、3つの履修コースの多くのコア科目や演習Ⅱも開講されます。3つの科目群、履修コースのコア科目、及び演習Ⅱのそれぞれについて卒業に必要な最低単位数が定められていますので、履修モデルを参考に、法学部で学ぶ目的や卒業後の進路も考慮して、履修計画を作成するようしてください。

なお、各科目群とコア科目には卒業に必要な最低単位数の定めはありますが、これを超えて修得した単位についても卒業要件に含めることができます。また、法学部の専門教育科目以外に、他学部の専門教育科目を合計20単位まで卒業資格単位として履修することができます。

3) 登録単位数の上限制について

法学部昼間コースでは、平成16年度より、履修科目として登録できる単位数を制限しており、履修登録の上限を1年間44単位とする、いわゆる「上

限制」を導入しています。この上限制には、教養教育科目も含まれます。

上限制の目的は、法学部生に、その進路や目的に見合った基本的な科目を精選して受講してもらい、それらの科目をしっかりと学んでもらうことです。法学部の専門教育科目の多くにおいて、学生に予習・復習をしっかりとしてもらい、期末試験のみならず、学期中の小テストやレポートなども最終評価の対象とすることとなっています。つまり、1つの科目の学習には多くの時間が必要なのです。

従って、履修登録した科目についてしっかりと学び、そして確実に単位を修得するよう心がけると共に、上限制による「空きコマ」は、予習・復習の時間として有効に利用することが望まれます。

なお、グローバル人材育成特別コース履修学生については、1年間44単位を超えて履修登録することができます。また、成績優秀者（1年間の修得単位（卒業資格単位）が38単位以上で平均点80点以上）には、次年度の履修登録単位数の上限を50単位することができます。

4) 教養教育科目の履修方法

教養教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。なお、履修計画を立てる時は、『学生便覧』、『教養教育科目履修の手引・授業時間表』と『教養教育科目シラバス』を必ず参照してください。

(1) 教養教育科目は4年間のうちに履修することとされていますが、主に第1・2年次において確実に修得することが奨励されます。

(2) 必修科目の全学ガイダンス（1単位）、法政基礎演習（1単位）、及び情報処理入門1（1単位）は、第1年次に履修してください。

(3) 経済社会のグローバル化が一層進展する中で、どのような職業に就く場合でも、外国語の能力、特に国際コミュニケーションにおいて広く使用される英語の能力が求められます。このため、外国語は、英語必修8単位（「英語コミュニケーション」6単位必修、その他の英語科目2単位選択必修）を含む10単位履修することが奨励されます。

また、外国語の外部検定試験で一定の成績を修めると、外国語の単位として認定されます（『学生便覧』25ページ「外部検定試験の学修成果に係る単位認定について（申合せ）」参照）。特に英語の検定試験は、就職試験、法科大学院入学試験等でも考慮される場合が多くなっているので、受験が奨励されます。また、法学部においても、外国語の外部検定試験で一定の成績を修めると、演習の履修者を決定する際に使用する成績に加算されることとなっています。

(4) 第1年次においては、全学ガイダンス科目（1単位）、法政基礎演習（1単位）、「情報処理入門1」（1単位）「英語コミュニケーション1」～「英語コミュニケーション3」の3単位を含む外国語（5単位）に加えて、12科目（12単位）以上の科目を履修することが望れます。

(5) 第2年次においては、「英語コミュニケーション4」～「英語コミュニケーション6」の3単位を含む外国語（5単位）に加えて、卒業資格単位数（教養教育科目計32単位）を満たすよう、知的理解科目、実践知・感性科目、汎用的技能と健康科目を履修することが望れます。

(6) 第3年次においては、必修の「高年次教養科目」（1単位）を履修してください。

5) 第1・2年次専門教育科目の履修方法

第1・2年次における専門教育科目については、以下の事項に留意して履修してください。その際、本テキストに掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」、『学生便覧』、『法学部専門教育科目授業時間割』を必ず参照してください。

なお、第1・2年次配当の専門教育科目を20単位以上修得しなければ第3・4年次配当の専門教育科目を履修することができない（演習IIを除く）ので注意してください。（第1・2年次に留学する場合は修得しなければならない単位は異なります。）

(1) 第1年次に配当されている法政基礎科目群に属する専門教育科目については、卒業に必要な8単位だけでなく、すべて履修することが望れます。これらの科目は、卒業後の進路に関わりなく法学部生として最低限知っておくべき、憲法、民法、国際関係法及び政治学の分野からバランス良く開講されています。また、第2年次に開講される演習Iを選択する上でも参考になります。

(2) 第2年次演習（演習I）（1単位）については、所属する予定の履修コースも念頭に置きつつ選

択してください。希望者が多い演習については、1年次の成績等を基にして選考されますので、注意してください。なお、演習Iは必修ではありません。

(3) 第2年次に配当されている法政共通科目群に属する専門教育科目も、卒業後の進路に関わりなく履修が望れます。なお、卒業には少なくとも8単位の履修が必要です。

(4) 第2年次からは、グローバル法政科目群及び3つの履修コースのコア科目が開講されます。どの科目を優先的に、また、どのような順番で履修すべきかについては、どの履修コースに所属するつもりかを念頭に、本テキストに掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」も参考にしながら決定してください。アドバイスが欲しい場合は、演習の先生などに相談してください。

(5) 専門教育科目には、隔年開講科目があります（本テキストに掲載されている「履修モデル」参照）。通常、それらは、ある年度に開講されると翌年度に開講されないこともあるので、そのことを念頭において履修計画を立ててください。（第3・4年次専門教育科目も同様です。）

6) 第3・4年次専門教育科目の履修方法

第3・4年次では、第2年次の終わりに選択した履修コースのコア科目、グローバル法政科目群に属する専門教育科目及び演習IIを主に履修します。以下の事項に留意して履修してください。その際、本テキストに掲載されている「履修モデル」及び「専門分野の学び方」、『学生便覧』、『法学部専門教育科目授業時間割』を必ず参照してください。開講科目の中から、どの科目を優先的に、また、どのような順番で履修すべきかについては、各自の具体的な進路にもよりますので、演習の先生などに相談してください。

(1) 演習II（4単位）については、自分の学びたい分野や進路に応じて選択してください。演習IIについては、12月頃に演習説明会を開催する予定ですので、これも参考にしてください。特に、希望者が多い演習については、所定の基準及び手続（別途掲示予定）により選考されますので、注意してください。また、演習IIは原則として第3・4年次の両方で履修する必要があります。

(2) 卒業のためには、グローバル法政科目群に属する専門教育科目の履修が少なくとも4単位、所属する履修コースのコア科目Iとコア科目IIの履修はそれぞれ少なくとも10単位、8単位が必要です。